

# 『直結増圧給水』について

草加市上下水道部では、中高層建物への給水に際しては貯水槽を経由して給水を実施していますが、平成19年1月1日から水道配水管圧力の有効利用による省エネルギー効果の向上を図るため直結増圧給水を導入しています。

(令和3年1月1日改正)

直 結 増 圧 給 水 方 式 概 要	
適 用 範 囲	適 用 要 件
建物の高さ及び戸数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15階程度145戸以下(ただし、ポンプ口径がφ75mm)</li> <li>・ 10階程度50戸以下(ただし、ポンプ口径がφ50mm)</li> </ul>
配水管の口径について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ φ75mmからφ350mm</li> </ul>
分岐口径について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配水管口径の2ランク以下</li> </ul>
量水器の収納について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階への量水器を設置できるパイプシャフト構造とする。  <span style="color: red;">(※令和3年1月1日から、パイプシャフト構造でない建物でも、3階建建物に限り量水器を地上に設置することが可能になりました。)</span> </li> </ul>
適用除外及び貯水槽方式が適切な建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時に多量の水を使用する建物</li> <li>・ 常時一定の水供給が必要な建物</li> <li>・ 断水による影響が大きい建物</li> <li>・ 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を扱う建物</li> </ul>

※ 増圧給水設備は、社団法人日本水道協会規格(JWWA B 130)又はこれと同等以上の性能を有するもの。このほかの細目については、『直結増圧給水設計施工基準』をご確認ください。  
 既存建物の貯水槽から直結に切り替える場合、既存配管の耐圧試験及び水質検査が必要となります。  
令和3年1月1日から、水圧の事前調査が不要になりました。

詳細は、草加市上下水道部水道営業課給水係までお問い合わせください。  
 住所 草加市氷川町2118番地5  
 電話 048-925-3135

